

小田原市地域福祉計画策定検討委員会 名簿

資料 1

令和 8 年 7 月 31 日現在

選 出 区 分		団 体 名 等	役 職	氏 名 (敬称略)
住民組織の代表		自治会総連合	会長	関 野 次 男
福祉関係団体の役員		民生委員児童委員協議会	会長	本 田 耕 士
		地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	下 田 成 一
		市社会福祉協議会	会長	木 村 秀 昭
福祉事業関係	高齢者	地域包括支援センター	社会福祉士	生 方 尚 子
	障がい者	基幹相談支援センター	センター長	竹 迫 篤 司
	子ども	子育て支援センター	管理者	川 本 桂 子
学識経験者		明治学院大学社会学部	教授	新 保 美 香
		東京大学医学系研究科	特任助教	飯 山 智 史
行政関係者		県立小田原支援学校	支援連携部長	古 賀 陽 子
福祉活動実践者		酒匂・小八幡地区まちづくり委員会	福祉健康分科会 リーダー	高橋 美智子
公募市民				加 藤 信 次

小田原市地域福祉計画策定検討委員会 市職員等出席者名簿

資料 2

令和 8 年 7 月 31 日現在

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名
	市長	加 藤 憲 一		副部長 (子ども政策課長事務取扱)	田 村 直 美
	部長 (ケアタウン推進担当)	杉 本 将 章	子ども若者部	副部長 (子ども若者支援課長事務取扱)	高 橋 泰 幸
	健康増進担当部長	石 井 敏 文		地域政策課長	安 藤 良 徳
	副部長	大 野 修 司	市民部	人権・男女共同参画課長	濱 野 光 利
	副部長 (成人保健担当課長事務取扱)	井澤 由美子	市社会福祉協議会	事務局長	遠 藤 貴 文
	福祉政策課長	塚 田 崇	○ 事務局		
福祉健康部	生活援護課長	志 村 孝 司	所 属	職 名	氏 名
	高齢介護課長	筒 井 孝 博		副課長 (福祉政策係長事務取扱)	木 村 裕 一
	介護給付・認定担当課長	八 田 善 幸		副課長 (総合支援係長事務取扱)	渡 辺 博 之
	障がい福祉課長	竹 内 宏 延	福祉政策課	ケアタウン推進係長	早 川 潔
	健康づくり課長	杉本 麻須美		福祉政策係 主査	蓮 見 操

地域福祉計画策定検討委員会の位置付け ①

資料 3 - 1

● 小田原市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（以下略）

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	（略）		
	小田原市地域福祉計画策定検討委員会	小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	12人以内
	（略）		
教育委員会	（略）		

● 小田原市地域福祉計画策定検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小田原市地域福祉計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福祉関係団体の役員
 - (3) 住民組織の役員
 - (4) 公募市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議の公開の可否等）

第2条 審議会等は、会議を開催する場合は、あらかじめ当該会議の公開の可否について、決定しておかなければならない。ただし、公開を決定した会議の開催中において、当該会議を公開しないこととするべき事由が生じたときは、当該審議会等の定めるところにより、当該会議を公開しないことができる。

2 審議会等は、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第3条 審議会等は、会議を開催する1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ（様式第1号）を行政情報センターに備え置き、閲覧に供するとともに、その内容を本市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 審議会等は、会議を開催する場合は、事前に会議名、開催日時、担当室課名その他の必要な事項を広報おだわらに掲載し、会議開催の周知に努めるものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

（会議の傍聴等）

第4条 審議会等の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者にその傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を決めることができる。

3 前項の規定により、傍聴者の定員を決めた会議において、傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、

抽選その他の方法によることができる。

4 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続、遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

（会議資料の提供）

第5条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料（条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を配布するものとする。

2 前項の場合において、図面、地図、写真、報告書又は大量な会議資料その他の配布することが困難である会議資料については、当該会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に備え置き、傍聴者の閲覧に供することにより行うことができるものとする。

（会議録等の公開）

第6条 審議会等は、会議の終了後、速やかに、当該会議に係る審議会等の会議開催状況報告書（様式第2号。この条において「報告書」という。）及び会議録を作成し、報告書にあつては、前条第1項の会議資料を添えて、会議録にあつては、その写し（会議を公開しないこととした場合及び条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を総務部行政総務課に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された書類は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、行政情報センターに備え置き、閲覧に供するものとする。

（以下略）

● 小田原市地域福祉計画策定検討委員会に係る会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を傍聴受付票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げるおそれがあると委員長が認める者

(禁止行為)

第5条 会議を傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (4) 飲酒又は喫煙をすること。

(5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をすること。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(退場)

第6条 委員長は、会議を傍聴する者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。

市町村地域福祉計画の策定根拠

資料 5

● 社会福祉法（第107条）に基づく計画（努力義務）

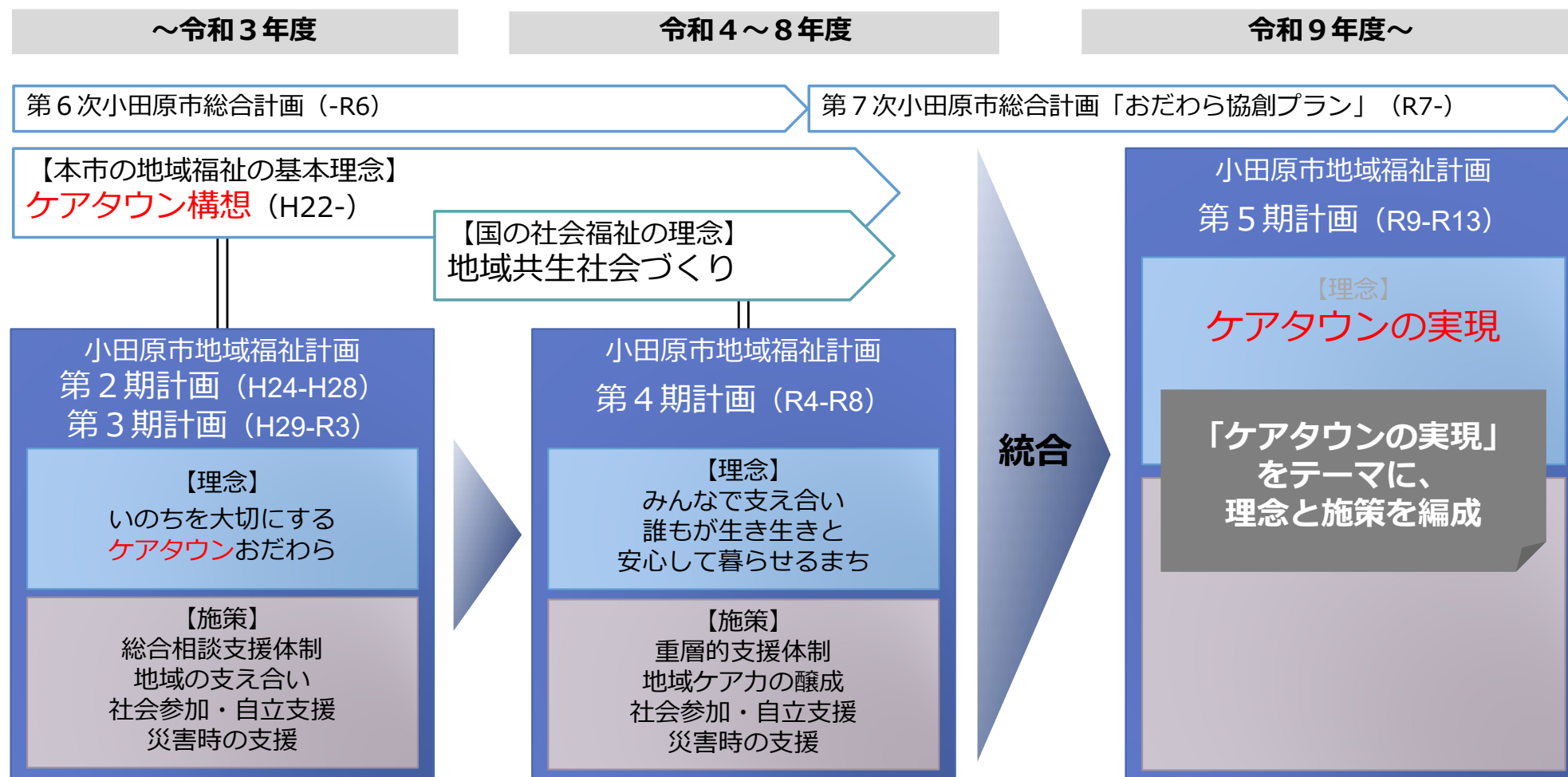
条	条 文 の 要 約		趣 旨
第106条の3	市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする右の取組によって、 地域住民等が相互に協力して、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制 を整備するよう努める。	①地域住民等の参加の促進 ②地域住民等による相談支援体制 ③生活困窮者の支援	どのような支援の仕組みを目指すか ↓ 包括的な支援体制の整備
第106条の4	市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができる。 重層的支援体制整備事業とは、右に掲げる事業を一体的に実施することにより、 地域生活課題を抱える住民や世帯に対する支援体制と地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業 をいう。	[基盤的な取組] ①包括的な相談支援 ②参加支援 ③地域づくり支援 [横断的機能] ④アウトリーチによる継続支援 ⑤多機関協働による支援 ⑥支援プランの作成等	そのためにどのような取組を行うか ↓ 重層的支援体制整備事業
第107条	市町村は、 地域福祉の推進に関する事項として右に掲げる事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努めるものとする。	①分野横断的な共通施策 ②福祉サービス利用の推進 ③福祉サービス提供基盤の充実 ④住民参加と地域福祉活動の促進 ⑤包括的な支援体制の整備の推進（第106条の3 関係）	実現に向け各市町村が計画的に取り組むこと ↓ 市町村地域福祉計画

※ この表は、小田原市福祉政策課が法律の条文を要約してその趣旨を整理したものであり、原文を引用・抜粋したものではありません。

第5期地域福祉計画の位置付け

資料 6

- 市総合計画の部門別計画（福祉部門の基本計画）
- 「ケアタウン構想」を統合する計画



計画の理念（ケアタウンの実現）と地域福祉の考え方

資料 7

【計画の理念】

ケアタウンの実現

すべての人が、年齢や障がいの有無、
家庭環境などの状況の違いに関わらず、

住み慣れた地域で相互に見守り、助け合い、

自分らしさを大切にして暮らし、

必要なときには
確実に支援を受けることができる仕組みを、

市民、団体、事業者、行政が
相互に連携・協力し合って整えることで、

誰一人取り残さない支え合いのまち
「ケアタウン」をつくり上げていきます。

【地域福祉の考え方】

包 摂

多様な人々を
包み込む社会

つながり

孤立を生まない
つながりのある社会

尊 厳

自分らしく生きることを
尊ぶ社会

支 援

困ったときに
支援につながる社会

支え合い

互いに支え合う関係が
根付く社会

安 心

誰もが安心して
暮らせる社会

包摂と権利保障

すべての人の尊厳と平等を保障し、社会的排除を防ぐという考え方の基礎となったもの。

地域共生社会と 支え合いの理念

地域社会の中で支え合い、共に生きる仕組みを構築するという考え方の基盤となったもの。

包括的支援への 転換

分野別・制度別の対応から、本人中心の包括的支援へ転換する考え方を示したもの。

安心して暮らし 続けるための基盤

生活上のリスクに対応し、地域で暮らし続けることを支える仕組みを示したもの。

【関連する法制度等】

法 令 等	年
障害者の権利に関する条約	2006批准
持続可能な開発目標（SDGs）	2015
こども基本法	2022
成年後見制度利用促進法	2016
認知症施策推進基本法	2023

法 令 等	年
地域共生社会の実現に向けて（地域力強化検討会最終とりまとめ）	2017
社会福祉法等の一部を改正する法律	2017
社会福祉法第4条	2000改正
孤独・孤立対策推進法	2023
孤独・孤立対策重点計画	2024

法 令 等	年
生活困窮者自立支援法	2013
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施要綱	2018
社会福祉法等の一部を改正する法律	2020
重層的支援体制整備事業実施要綱	2021
生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律	2022

法 令 等	年
災害対策基本法の一部を改正する法律	2021
認知症施策推進基本法	2023
再犯の防止等の推進に関する法律	2016
生活困窮者自立支援法	2013
認知症施策推進基本法	2023

地域福祉計画の策定スケジュール

資料 8

時期	作業項目	策定検討委員会	
令和8年 4～6月	市民意識アンケート調査	委員の選定（市民委員公募を含む）	
7～12月	庁内での施策編成作業	第1回会議【枠組みの設定】 7/31	(1) 諮問 (2) 計画の位置付け (3) 計画の理念「ケアタウンの実現」 (4) 地域福祉に係る問題意識 など
		第2回会議【骨格案の提示】 8/18	(1) 市民意識アンケート調査の結果 (2) 第4期計画期間の実績 (3) 現状の課題と今後の展望 (4) 取組の方向性の編成案 など
	ケアタウン懇談会 (8月、11月)	第3～4回会議【施策の検討】 10/7、11月中旬	(1) 取組の方向性に基づく施策の検討 など
		第5回会議【計画素案とりまとめ】 12月下旬	(1) 計画素案のとりまとめ など
令和9年 1～3月	市議会厚生文教常任委員会への報告 パブリックコメント（1/15-2/15）		
		第6回会議【答申とりまとめ】	(1) パブリックコメントの確認 (2) 計画案の最終決定
		答申	
	計画の決定、公表		